

運転免許関係手数料の改定額一覧表

令和7年3月24日改定

手数料の種別	区分	項目	旧 手数料	改正 手数料
運転免許試験手数料	大型自動車免許、中型自動車免許 又は準中型自動車免許に係る試験	技能検査合格者又は指定自動車教習所卒業者 (法第97条の2第1項第1号及び第2号関係)	1,550	1,650
		うっかり失効者、やむを得ない失効者等 (法第97条の2第1項第3号及び第5号関係)	1,900	1,950
		公安委員会がやむを得ないと認める事情によるやむを得ず失効者(法第97条の2第1項第3号及び第5号関係)	800	750
		法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合【一般】	4,100	3,900
		技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	6,600	6,900
	普通自動車免許に係る試験を受けようとする場合	技能検査合格者又は指定自動車教習所卒業者 (法第97条の2第1項第1号及び第2号関係)	1,750	1,900
		うっかり失効者、やむを得ない失効者等 (法第97条の2第1項第3号及び第5号関係)	1,900	1,950
		公安委員会がやむを得ないと認める事情によるやむを得ず失効者(法第97条の2第1項第3号及び第5号関係)	800	750
		法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合【一般】	2,550	2,500
		技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	3,350	3,300
特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	技能検査合格者又は指定自動車教習所卒業者 (法第97条の2第1項第1号及び第2号関係)	1,750	1,850	
	うっかり失効者、やむを得ない失効者等 (法第97条の2第1項第3号及び第5号関係)	1,900	1,950	
	公安委員会がやむを得ないと認める事情によるやむを得ず失効者(法第97条の2第1項第3号及び第5号関係)	800	750	
	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合【一般】	2,600	2,800	
	技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	4,050	4,550	
小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	うっかり失効者、やむを得ない失効者等 (法第97条の2第1項第3号及び第5号関係)	1,900	1,950	
	公安委員会がやむを得ないと認める事情によるやむを得ず失効者(法第97条の2第1項第3号及び第5号関係)	800	750	
	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合【一般】	1,500	1,600	
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	指定自動車教習所卒業者 (法第97条の2第1項第2号関係)	1,700	1,800	
	うっかり失効者、やむを得ない失効者等 (法第97条の2第1項第3号及び第5号関係)	1,900	1,950	
	公安委員会がやむを得ないと認める事情によるやむを得ず失効者(法第97条の2第1項第3号及び第5号関係)	800	750	
	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合【一般】	4,800	4,500	
	技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	7,650	7,450	
仮運転免許に係る試験	指定自動車教習所修了者 (法第97条の2第1項第2号関係)	1,700	1,800	
	大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許が失効してから6月を超え1年以内の者 (法第97条の2第1項第4号関係)	1,550	1,650	
	法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合【一般】	2,900	2,950	
	技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	4,350	4,700	

手数料の種類別	区分	項目	旧 手数料	改正 手数料
検査手数料	大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する法第89条第3項の規定による検査（以下「検査」。）		3,900	3,950
		検査を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	6,400	6,950
	普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査		3,750	3,850
		検査を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	4,550	4,650
審査手数料	免許の条件により運転できる自動車等の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除のために受ける公安委員会の審査		1,400	1,350
	審査を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合		2,850	3,100
免許証交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	法第92条第1項の規定による免許証の交付	2,050	2,350
		特定試験免除者に対する交付	1,700	2,100
		複数免許付与者に対する加算額 （法第92条第1項後段関係）	200	200
		法第95条の2第11項の規定による免許証の交付【保有状況変更】	-	2,550
	仮運転免許に係る免許証		1,150	1,100
免許証再交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証		2,250	2,600
	仮運転免許に係る免許証		1,150	1,050
特定免許情報記録手数料	特定免許情報の記録 （法第95条の2第3項関係）	法第95条の2第6項の規定による申出をする場合 （新規1枚）	-	1,550
		特定試験免除者に対する記録	-	1,350
		複数免許付与者に対する加算額 （法第92条第1項後段関係）	-	200
		更新時不交付申出をする場合 （更新1枚）	-	800
		法第95条の2第6項の規定による申出又は更新時不交付申出のいずれをもしない場合【保有状況変更】	-	1,500
		免許証の交付又は再交付と同時に記録を受ける場合	-	100
	免許情報記録の書換え	免許情報記録個人番号カードのみを有する者に対する書換え【条件変更又は下位免許取得時の書換え】	-	1,550
免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者に対する書換え		-	100	
複数免許付与者に対する加算額 （法第92条第1項後段関係）		-	200	
技能検定員資格者証 交付手数料			1,150	1,150
技能検定員審査手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査		23,400	23,750
	普通自動車免許に係る技能検定員審査		19,500	19,800
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査		14,700	14,450
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査（以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。）		21,500	22,200
教習指導員資格者証 交付手数料			1,150	1,150

手数料の種別	区分	項目	旧 手数料	改正 手数料
教習指導員審査手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査		14,550	15,100
	普通自動車免許に係る教習指導員審査		11,850	12,000
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査		9,650	9,950
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査（以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。）		12,450	12,850
再試験手数料	準中型自動車免許に係る再試験		1,900	2,050
		再試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	4,400	5,050
	普通自動車免許に係る再試験		1,750	1,950
		再試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	2,550	2,750
	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験		1,650	1,800
		再試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	3,100	3,550
原動機付自転車免許に係る再試験		1,000	1,100	
免許証等更新手数料	免許証の更新	経由申請をする場合（法第101条の2の2第1項関係）	2,550	2,750
		更新時不交付申出をする場合（法第101条の4の2第2項関係）【免許証の更新と同時にマイナ免許証にする場合】	-	1,300
		更新時不交付申出又は経由申請のいずれをもしない場合【一般】	2,500	2,850
	免許情報記録の更新 （免許証及び免許情報記録の更新を除く。）	経由申請をする場合であって、経由地書換申出をするとき（法第101条の2の2第3項関係）	-	1,000
		経由申請をする場合であって、経由地書換申出をしないとき（法第101条の2の2第1項関係）	-	1,950
		経由申請をしない場合【一般】	-	2,100
	免許証及び免許情報記録の更新	経由申請をする場合であって、経由地書換申出をするとき（法第101条の2の2第3項関係）	-	2,500
		経由申請をする場合であって、経由地書換申出をしないとき（法第101条の2の2第1項関係）	-	2,850
		経由申請をしない場合【一般】	-	2,950
経由手数料	経由地書換申出をする場合 （法第101条の2の2第3項関係）【経由申請の経由地書換え】		-	1,700
	経由地書換申出をしない場合 （法第101条の2の2第1項関係）【経由申請の住所地書換え】		550	750
認知機能検査手数料			1,050	1,050
認知機能検査員講習手数料	認知機能検査等に従事しようとする者に対する講習		1,450	1,400
		茨城県公安委員会規則で定める講習を終了した者	-	1,150
運転技能検査手数料			3,550	3,650
運転経歴証明書交付・再交付手数料			1,100	1,150
運転経歴情報記録手数料			-	900
		運転経歴証明書の交付又は再交付と同時に記録を受ける場合	-	100
国外運転免許証交付手数料			2,350	2,250

手数料の種類別	区分	項目	旧 手数料	改正 手数料	
講習手数料	安全運転管理者等講習（法第108条の2第1項第1号関係）		750	850	
	取消処分者講習（法第108条の2第1項第2号関係）		2,350	2,400	
	停止処分者講習（法第108条の2第1項第3号関係）		1,950	1,950	
	大型自動車等講習（法第108条の2第1項第4号関係） 【取得時講習】	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許（普通自動車免許を受けている者）に係る講習		4,450	4,650
		準中型自動車免許（普通自動車免許を受けている者を除く。）に係る講習		3,500	3,800
		普通自動車免許に係る講習		2,800	3,050
	大型自動二輪車等講習 （法第108条の2第1項第5号関係）【取得時】	大型自動二輪車免許に係る講習		4,150	4,300
		普通自動二輪車免許に係る講習		4,000	4,200
	原付講習（法第108条の2第1項第6号関係）		1,500	1,750	
	旅客自動車講習（法第108条の2第1項第7号関係）		3,100	3,200	
	応急救護処置講習（法第108条の2第1項第8号関係）		1,400	1,850	
	指定自動車教習所職員講習（法第108条の2第1項第9号関係）		750	900	
	初心運転者講習 （法第108条の2第1項第10号関係）	準中型自動車免許に係る講習		2,150	2,300
		普通自動車免許に係る講習		2,050	2,150
		大型自動二輪車免許に係る講習		2,700	2,850
		普通自動二輪車免許に係る講習		2,550	2,700
		原動機付自転車免許に係る講習		2,450	2,550
	更新時講習 （法第108条の2第1項第11号関係）	優良運転者に対する講習（対面講習）		500	500
		優良運転者に対する講習（オンライン講習）		-	200
		一般運転者に対する講習（対面講習）		800	800
		一般運転者に対する講習（オンライン講習）		-	200
		違反運転者等であって、特定基準不該当でないものに対する講習		1,350	1,400
		違反運転者等であって、特定基準不該当であるものに対する講習（対面講習）		800	800
		違反運転者等であって、特定基準不該当であるものに対する講習（オンライン講習）		-	200
	高齢者講習 （法第108条の2第1項第12号関係）	普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習		6,450	6,600
		上記以外の者に対する講習		2,900	2,950
	違反者講習 （法第108条の2第1項第13号関係）	実車等指導を含む講習【社会参加活動なし】		12,500	12,900
実車等指導を含まない講習【社会参加活動あり】		9,050	9,350		
若年運転者講習（法第108条の2第1項第14号関係）		2,250	2,600		
特定小型原動機付自転車運転者講習（法第108条の2第1項第15号関係）		2,000	2,100		
自転車運転者講習（法第108条の2第1項第16号関係）		2,000	2,050		

手数料の種別	区分	項目	旧 手数料	改正 手数料
特定任意講習	特定任意高齢者講習 (法第108条の2第2項、同法第97条の2第1項第3号イ関係)	普通自動車対応免許を受けている者(法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。)に対する講習	6,450	6,600
		上記以外の者に対する講習	2,900	2,950
	特定任意講習 (法第108条の2第2項、同法第97条の2第1項第3号ホ関係)	違反運転者等に対する特定任意講習	1,350	1,400
通知手数料	53【初心運転者講習の通知】 54【違反者講習の通知】 54の2【若年運転者講習の通知】		900	1,000